

# インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士／京都大学大学院 医学研究科 講師／国立情報学研究所 客員教授

「情報流通プラットフォーム対処法（旧・プロバイダ責任制限法）」など重要法制の改正が行われたほか、「スマホソフトウェア競争促進法」が成立。通信への影響が大きい「NTT法」改正議論は2025年も続く。

## ■はじめに

2024年春の通常国会（第213回国会）では、資料3-1-1のとおり多くのインターネット関連法案が可決成立した。以下、例年のように、成立した個々の法律案を成立日順に説明する。数は多くないが、多様性に富んだ重要な内容のものが多く。

## ■NTT法の改正

今回の改正を説明する前提として、NTT法の現在に至る経緯について簡潔に説明する。

1985年に施行された通信自由化により、日本電信電話公社が民営化されてNTTが誕生した。その際、電気通信事業法と並んで制定されたNTT法によって、NTTには厳格な規制が加えられてきた。その後の改正を経て、持株会社とNTT東西を中心とする現在のNTTグループとなり、今日に至っている。

しかし、NTT法制定当時の固定電話による通話が中心の時代は今や終焉を迎えており、それに代わってスマートフォンなど移動体通信、そして大量のデータ通信が国際的に行き交う時代となっている。こうした情報技術の開発も、グーグルやアップルなどの外国勢が中心となっている。そのため諸外国の電気通信法制と比べて、いわば時代の流れに取り残されたNTT法のあり方が議論さ

れることとなった。

2024年のNTT法改正は、その手始めとして通信技術に関する研究成果の開示義務を廃止することにより、我が国の情報通信産業の国際競争力強化を図ろうとするものである。併せて、国際化の波に適合するため、外国人役員に関する規制緩和なども図られた。

この改正には附則が設けられており、2025年の通常国会をめどに、改めてNTT法の見直しが予定されている。そこでは現在のNTT法がNTTに課している通信のユニバーサルサービス（あまねく提供）や外資規制の見直しが課題となり、それがNTT完全民営化への第一歩となる可能性がある。しかし他の電気通信事業者から反対する声もあり、なおも現時点では予断を許さない状況である。

## ■重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の制定

経済活動に関して行われる国家・国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大する中、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することは重

資料 3-1-1 関連法律の全体動向（成立日順）

法令	成立日	公布日
NTT 法（改正）	2024年4月17日	2024年4月24日
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律	2024年5月10日	2024年5月17日
プロバイダ責任制限法（改正）	同上	同上
デジタル社会形成基本法等（改正）	同上	同上
スマホソフトウェア競争促進法	同上	同上
放送法（改正）	2024年5月17日	2024年5月24日
スマート農業技術活用促進法	同上	2024年5月26日
消費生活用製品安全法等（改正）	同上	同上
地方自治法（改正）	2024年5月26日	2024年6月2日

出所：筆者

要である。そのための制度を整備するのがこの法律（略称：重要経済安保情報保護活用法）である。

その骨子は、第1に、重要経済安保情報の指定である。これは、重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって非公知のもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの<sup>1</sup>を指している。この重要経済安保情報について、その取り扱い業務を行わせる職員の範囲を定めることなど、当該情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとしている。

第2に、重要経済安保情報の提供である。行政機関の長は、①他の行政機関が利用する必要があると認めるときは、重要経済安保情報を提供することが可能、②我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときなどには、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする、③重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めるときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することができるというものである。

第3に、重要経済安保情報の取扱者の制限であ

る。重要経済安保情報の取り扱いの業務は、適性評価（セキュリティ・クリアランス）において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限するものである。

第4は、適性評価であり、行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施する<sup>2</sup>。重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者にも同様の調査・評価が実施される。

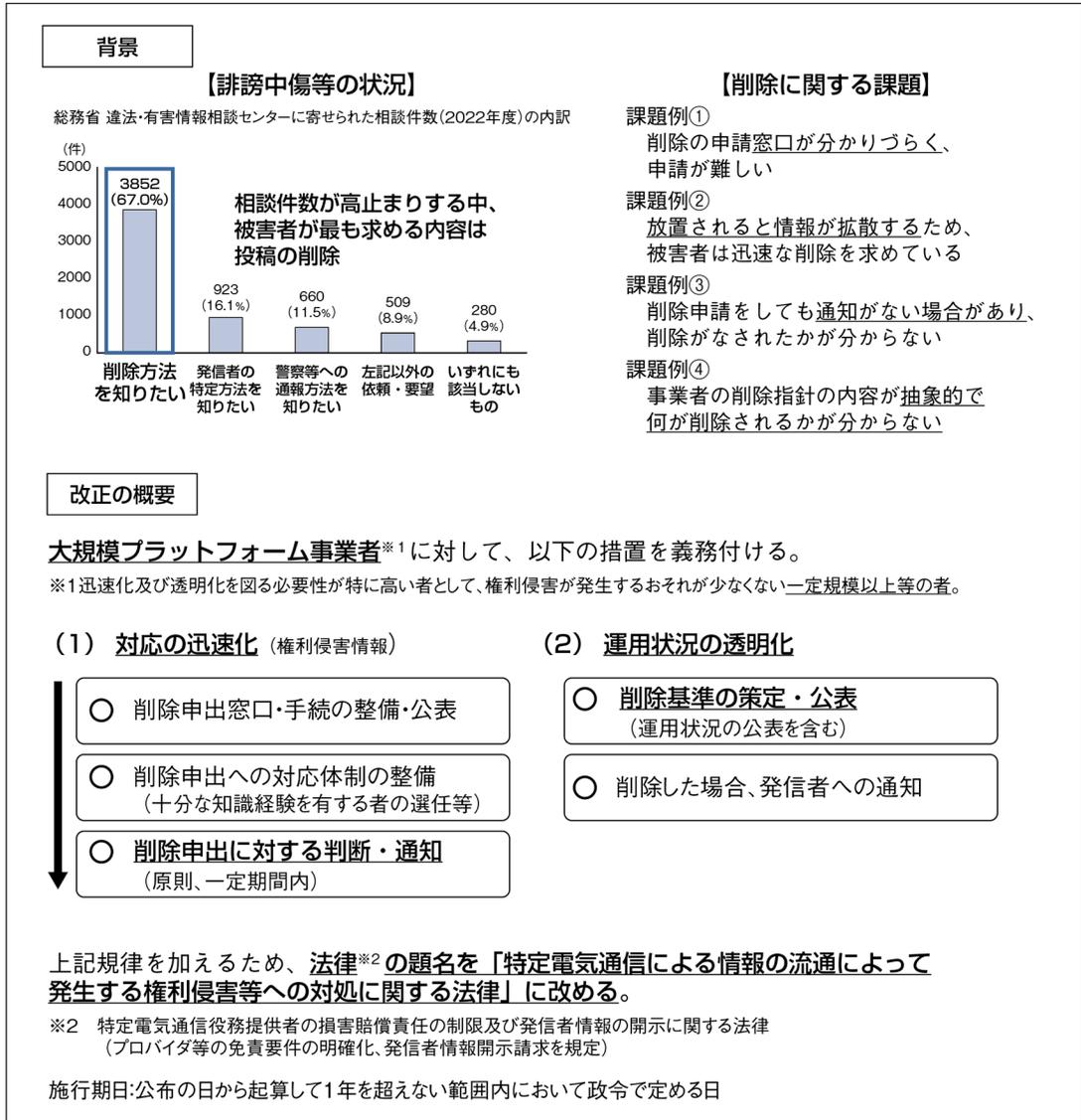
最後に、重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金、またはこれを併科する罰則等を整備している。

## ■プロバイダ責任制限法の改正

インターネット上における誹謗中傷等の違法・有害情報の流通が社会問題化して久しい。これに対処するため、プロバイダ責任制限法の改正がこれまででも重ねられてきた。

今回の改正は、被害者からの要望が多い投稿の削除について、大規模プラットフォーム事業者に対し、資料3-1-2のとおり、(1) 対応の迅速化、(2) 運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行うものである<sup>3</sup>。

この改正によって、法律名も「特定電気通信に



出所：総務省、「第213回国会（第214回国会（臨時会）常会）提出法案」資料、2024年3月1日

よる情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(略称：情報流通プラットフォーム対処法)に改められた。

## ■ デジタル社会形成基本法等の改正

デジタル社会形成基本法等の改正は、第1に、

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進として、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定めるための改正である。具体的には、デジタル規制改

革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス（新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス）に関連する規定を措置し、デジタル技術の効果的な活用や、テクノロジーマップ（デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ）の公表・活用に関連する規定を措置する。

第2に、記録媒体による申請等のオンライン化として、フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大する。

第3に、書面揭示規制の見直しとして、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることによって、利便性の向上を図る。

## ■スマホソフトウェア競争促進法の制定

スマホソフトウェア競争促進法の正式名称は「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」である（資料3-1-3）<sup>4</sup>。

この法律は、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザおよび検索エンジン）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講じようとするものである。

まず、公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、または支配し得るものとして政令

で定める規模以上であるものを、特定ソフトウェア事業者として指定する。

次に、指定事業者に対し、個別アプリ事業者に対する不公正な取り扱いの禁止等の禁止行為およびデータの取得等の条件の開示に係る措置等、講ずべき措置を定める。指定事業者は、毎年度、この法律の規定の遵守状況等に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

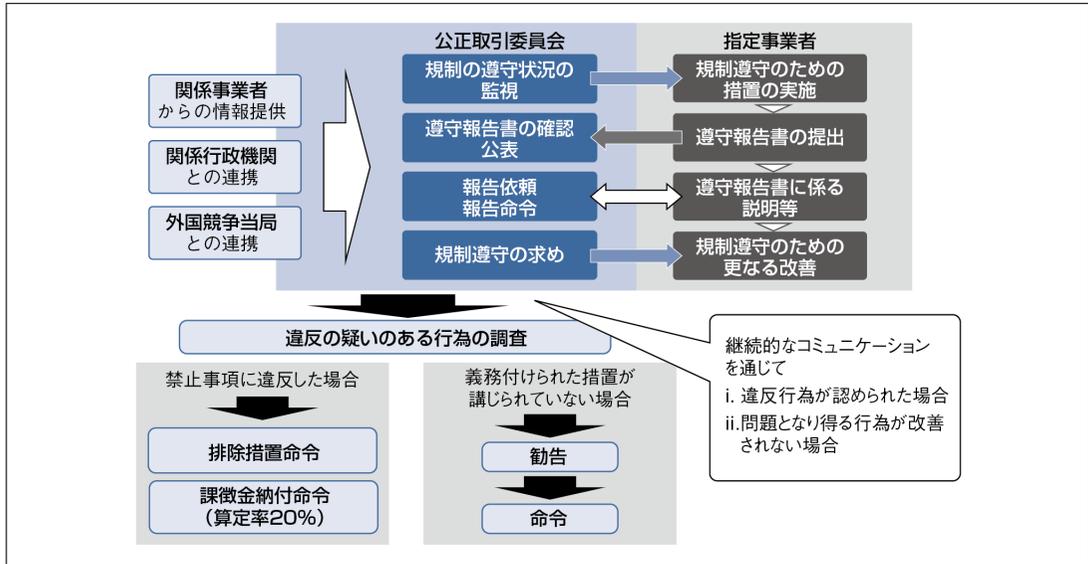
第3に、違反に対する措置等として、この法律の規定に違反する疑いのある行為に対する公正取引委員会の調査権限や、違反する行為を是正するための命令、課徴金納付命令等について定めている。

最後に、サイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名・性別・その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等の観点から、公正取引委員会は、必要があると認めるときは関係行政機関の長に対し意見を求めることができるものとするとともに、関係行政機関の長は、公正取引委員会に対して意見を述べるすることができるものとする。

これによって、高額にすぎるプラットフォームの公式アプリストア課金システムについて競争による改善が望まれる一方、新たに参入するサードパーティーストアにおけるセキュリティの確保が新たな課題となる。

## ■放送法の改正

放送法の改正は、①NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、②民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずるものである。



出所：公正取引委員会、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案の概要」、2024年4月

前記①はNHKのインターネット必須業務化を新たに定めるものであり、その範囲は同時配信および見逃し配信である。NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部または一部について、番組関連情報<sup>5</sup>の配信もNHKの必須業務としている。これによって、実現が遅れている地上波放送の4K化の推進も望まれるところである。

さらに、NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任で適正に遂行するため、NHKに対して所定の点に適合する業務規程の策定や公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等も義務付けている。所定の点とは、(a) 公衆の要望を満たすもの、(b) 公衆の生命又は身体の安全を確保するもの、(c) 民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないものである。

テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等

の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とした。受信料の公平負担を確保することが、その理由とされている。

前記②は、NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付けるとするものである。そのため、テレビを設置せず配信だけを利用する者にも、改正法の施行後は受信料の支払い義務が発生する。

## ■スマート農業技術活用促進法の制定

スマート農業技術活用促進法の正式名称は「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」である。

この法律でいう「スマート農業技術」とは、農業機械、農業用ソフトウェア、その他農林水産省令で定めるもの（農業機械等）に組み込まれる遠隔操作、自動制御<sup>6</sup>、その他の情報通信技術を用いた技術であって、農業を行うに当たって必要となる認知・予測・判断または動作に係る能力の全部または一部を代替し、補助し、または向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減または農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう。

その骨子は、①農業現場でのスマート農業技術の導入を後押しする生産方式革新実施計画、②技術開発とその普及を後押しする開発供給実施計画を2本柱として、スマート農業技術の活用による生産性の向上を促進しようとするものである。

## ■消費生活用製品安全法等の改正

最近、海外事業者がオンラインモールなど取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を通じて国内の消費者に製品を直接販売する機会が増えている。その場合、製品の安全性に（法的）責任を有すべき国内の製造・輸入事業者が存在しないので、当該製品の安全確保を図るための措置を講じる必要がある。

このような観点から、第1に、海外事業者が国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消費生活用製品安全法等の製品安全関連の4つの法律において届出を行える主体として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。

第2に、取引DPFにおいて提供される消費生活用製品等について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられること

が期待できないときは、取引DPFを提供する事業者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講じる。

第3に、届出事業者や国内管理人の氏名・住所等、法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表する制度を創設する。

なお、この改正では、他にも玩具等の子供用の製品の安全確保への対応が、併せて図られている。

## ■地方自治法の改正

地方自治法も、2023年度に続いて改正された。改正点は多岐にわたるが、本稿の性格上、「DXの進展を踏まえた対応」に絞って解説する。

これは、第1に「情報システムの適正な利用等」として、地方公共団体は事務の種類・内容に応じ情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体または国と協力し、その利用の最適化を図るように努めることとすること、地方公共団体はサイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとすることであり、総務大臣は当該方針の策定等について指針を示すこととされている。これには、地方公共団体、それに関係する地方独立行政法人に対するサイバー攻撃の深刻化が背景にある。

第2に「公金の収納事務のデジタル化」として、eLTAXを用いて納付するものとして長が指定する公金（地方税以外）の収納事務を、地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定を整備するものである。こちらは地方公共団体の収納事務について、セキュリティに配慮しつつクラウド化を推進する機能を有するものといえよう。

## ■今後の展望

前述したとおり、さらなるNTT法の見直し

予告されているだけでなく、既に個人情報保護法の改正に向けた検討作業も進められている。やはり、前述したデジタル社会形成基本法等の改正に

よるデジタル法制の推進を考慮すると、今後もデジタル化に向けた法整備は、さらに加速するものと思われる。

1. 具体例として、サイバー脅威・対策等に関する情報やサプライチェーン上の脆弱性関連情報などがある。
2. 適性評価の有効期間は10年。
3. [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000931474.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000931474.pdf)
4. [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240426\\_0102gaiyou.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240426_0102gaiyou.pdf)
5. 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの。
6. 「遠隔操作」は農業機械から離れた場所から当該農業機械に情報通信技術を用いて指令を与えることによって当該農業機械の操作をする技術、「自動制御」はプログラムによって自動的に農業機械等の制御を行う技術である。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

## [インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2025年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWPArchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)